

議案第 88 号

北名古屋市次世代企業立地促進条例の廃止について

北名古屋市次世代企業立地促進条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、沖村西部地区への大規模な企業誘致を完了し、本市への新たな立地を奨励するとの目的を果たしたため、本条例を廃止する必要があるからである。

北名古屋市次世代企業立地促進条例を廃止する条例

北名古屋市次世代企業立地条例（平成28年北名古屋市条例第22号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に廃止前の北名古屋市次世代企業立地促進条例の適用を受けるものについては、なお従前の例による。